

令和2年度 東京都信用保証補助審査会 総括資料

東京都信用保証補助審査会委員名簿	1
東京都信用保証補助審査会条例	2
東京都信用保証補助審査会運営要綱	3
東京都中小企業制度融資概要	4
保証債務履行補助事業のスキーム	5
東京信用保証協会事業概況表	6
令和2年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表	7
東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領	8
令和2年度補助対象案件の調査状況	10

東京都信用保証補助審査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

委員氏名	役職名
加藤 雅之	東京都議会議員(都議会公明党)
佐藤 智香	弁護士法人ソフィア法律事務所 弁護士
とくとめ 道信	東京都議会議員(日本共産党東京都議会議員団)
成清 梨沙子	東京都議会議員(都民ファーストの会 東京都議団)
服部 津貴子	東京商工会議所 議員
保坂 政彦	公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長
増田 一郎	東京都議会議員(都民ファーストの会 東京都議団)
松川 紀代美	東京都商工会連合会 理事
松田 二郎	東京都中小企業団体中央会 副会長
三宅 しげき	東京都議会議員(東京都議会自由民主党)

(任期 令和四年十月二十二日まで)

東京都信用保証補助審査会条例

昭和二十八年三月三十一日

条例 第六〇号

改正

昭和四九年一月一日

条例 第一〇六号

東京都信用保証補助審査会条例を公布する。

東京都信用保証補助審査会条例

(設置)

第一条 東京信用保証協会に対し都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の附属機関として東京都信用保証補助審査会（以下「審査会」という。）をおく。

(所掌事項)

第二条 審査会は、知事の諮問に応じ、前条の補助金の使途につき審査して答申する。

(組織)

第三条 審査会は、学識経験者のうちから知事が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の選任及び権限)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審査会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第七条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の東京都信用保証補助審査会条例第五条第

一項の規定に基づき会長の職にある者はこの条例による改正後の東京都信用保証補助審査会

条例第五条第一項の規定に基づき、会長が選任されるまでの間、なおその職務を行うものとする。

東京都信用保証補助審査会運営要綱

平成一四年二月一九日 一四産労商金第一三二二号

改正 平成二九年三月三十一日 二八産労金第一五七四号

改正 平成三〇年六月一日 三〇産労金第三三三二号

(目的)

第一 この要綱は、東京都信用保証補助審査会条例（昭和二十八年東京都条例第六十号）第八條の規定に基づき、東京都信用保証補助審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員以外の出席)

第二 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる。

(会議の公開)

第三 審査会はこれを公開とする。ただし、次の各号に該当するときは、当該部分について会議を非公開とすることができる。

(一) 会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第七條各号に該当するとき

(二) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき

(議事録)

第四 審査会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(一) 審査会の日時及び場所

(二) 審査会に出席及び欠席した委員の氏名

(三) 議事のてんまつ

(四) その他必要な事項

2 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

3 議事録は、これを公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第七條各号に該当する部分については、この限りでない。

(事前調査)

第五 東京都は、審査会に先立ち、事前調査を行うものとする。なお、事前調査の実施にあたり必要な事項は、別途定める。

(雑則)

第六 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成十四年二月十九日から施行する。

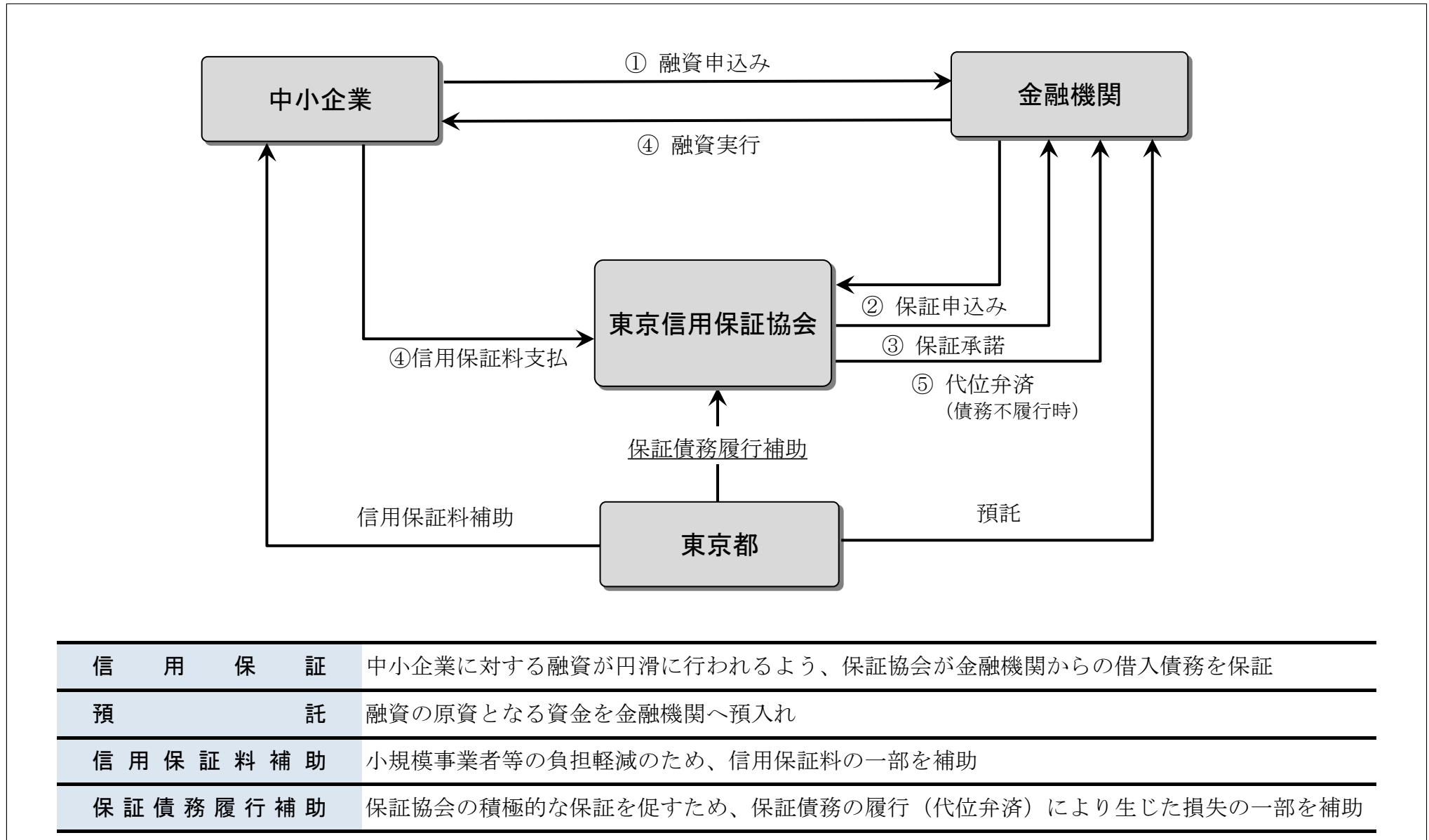
附 則

この要綱は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

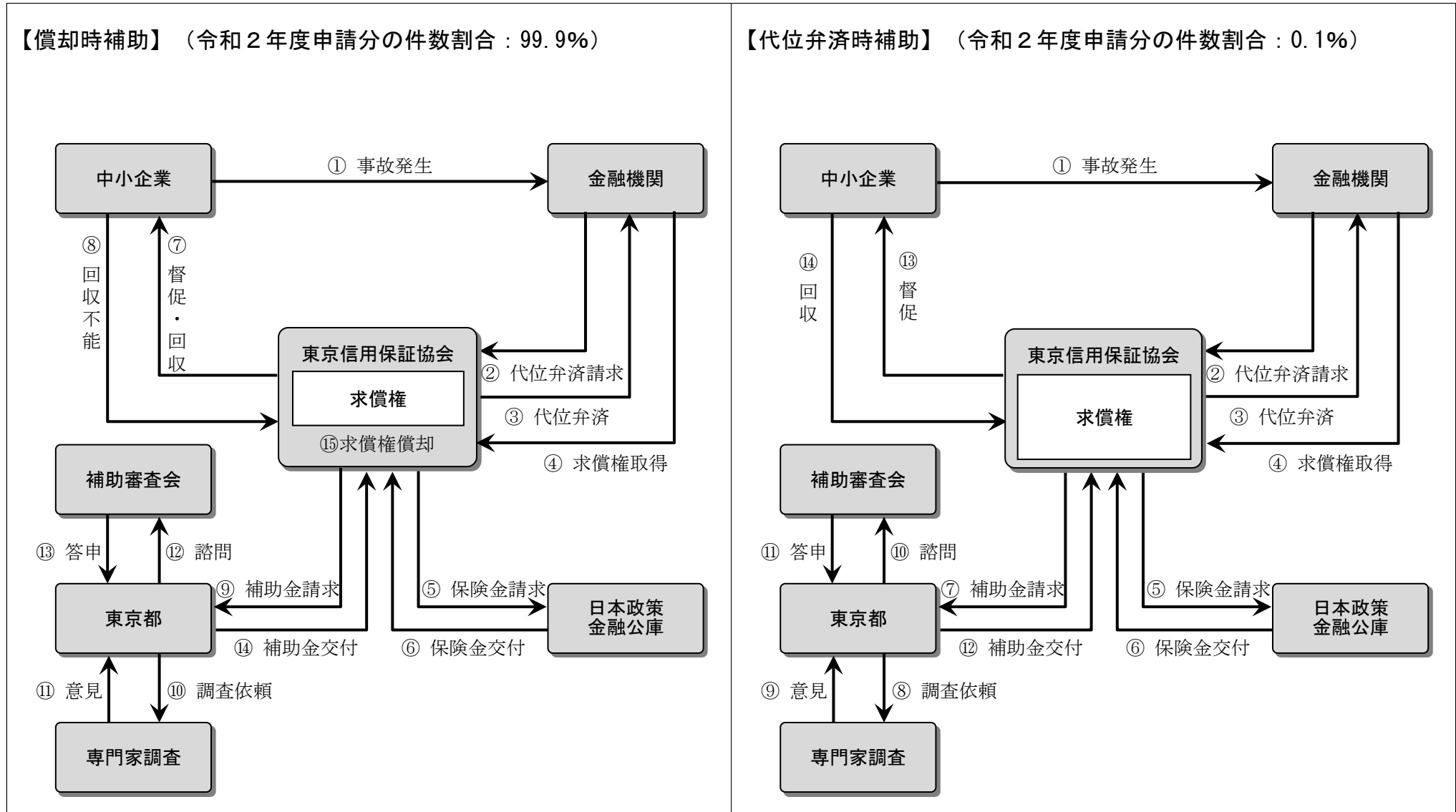
附 則

この要綱は、平成三十年六月一日から施行する。

東京都中小企業制度融資概要



保証債務履行補助事業のスキーム



※ 東京信用保証協会は、補助金の受領後に中小企業者からの回収金が生じた場合、都と公庫に負担割合に応じた額を返納。

東京信用保証協会事業概況表〔平成23～令和2年度（2年12月末）〕

（単位：百万円、％）

区分	保証申込			保証承諾			保証債務残高			代位弁済			回収	
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	金額	前年比
平成23年度	128,707	2,255,877	81.1	115,237	1,703,082	77.1	500,761	5,268,183	97.5	11,987	137,722	88.3	21,789	88.4
平成24年度	106,409	1,619,155	71.8	92,537	1,272,085	74.7	480,883	4,793,820	91.0	10,870	123,703	89.8	20,867	95.8
平成25年度	99,255	1,454,901	89.9	85,167	1,146,353	90.1	453,061	4,305,352	89.8	8,817	98,756	79.8	18,523	88.8
平成26年度	95,279	1,303,405	89.6	83,941	1,066,403	93.0	429,598	3,891,172	90.4	7,507	79,720	80.7	17,096	92.3
平成27年度	91,425	1,362,558	104.5	82,342	1,160,290	108.8	398,974	3,543,006	91.1	6,616	68,287	85.7	15,819	92.5
平成28年度	92,697	1,322,297	97.0	83,880	1,132,123	97.6	375,621	3,272,035	92.4	5,781	59,731	87.5	15,911	100.6
平成29年度	90,902	1,274,438	96.4	83,633	1,101,292	97.3	361,633	3,071,643	93.9	4,829	51,122	85.6	13,842	87.0
平成30年度	85,486	1,263,307	99.1	78,374	1,097,247	99.6	338,729	2,896,384	94.3	4,831	48,204	94.3	12,318	89.0
令和元年度	103,648	1,644,389	130.2	92,930	1,331,571	121.4	329,972	2,894,684	99.9	5,043	49,517	102.7	11,161	90.6
令和2年度 (12月末)	266,836	6,331,912	642.0	249,889	5,338,903	624.6	452,434	6,467,517	225.7	2,675	27,820	75.2	7,393	91.9

※「前年比」＝金額での比較、令和2年度(12月末)においては、前年同期(令和元年12月)比の数値。

令和2年度 保証債務履行補助 補助金交付申請状況表

令和2年12月31日現在

方式	代位弁済 A	回収金額 B	求償権残高 C=A-B	保険金等 D	令和2年度 補助金交付申請 E=C-D
償却時補助	3,748 件 30,928,825 千円	2,266,090 千円	28,662,735 千円	24,944,760 千円	3,717,975 千円 (99.8 %)
代位弁済時補助	5 件 38,899 千円	35 千円	38,864 千円	30,989 千円	7,875 千円 (0.2 %)
合計	3,753 件 30,967,724 千円	2,266,125 千円	28,701,599 千円	24,975,749 千円	3,725,850 千円 (100 %)

東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領

平成三〇年六月一日 三〇産労金金第三三四号

(目的)

第一 この要領は、東京都信用保証補助審査会運営要綱第五に基づき、東京都(以下「都」という。)が実施する事前調査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 五年償却 東京信用保証協会(以下「協会」という。)の求償権償却基準(以下「償却基準」という。)(第一⑤により償却すること)
- (二) 通常償却 償却基準第㉠から㉣のいずれか又は同基準第二により償却すること
- (三) 重点案件 東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金(以下「補助金」という。)(の)使途につき審査する案件のうち次に掲げる案件をいう。
 - ア 貸付実行日から期限の利益喪失日が一か月以内又は貸付実行日から期限の利益喪失日が三か月以内で保証金額が一〇百万円超の案件
 - イ 補助金の交付対象の利用口数が六口以上の案件
 - ウ 都が負担する補助金額が一〇百万円超の案件
- (四) 無作為抽出案件 補助金の使途につき審査する案件から重点案件を除いて無作為に抽出した二十五案件

(実施内容)

第三 事前調査は次の各号により実施するものとする。

(一) 都職員による書面調査

ア 調査対象

補助金の使途につき審査する案件

イ 調査内容

東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金交付要綱第三条に規定する補助金交付の要件について、都職員が書面にて調査を行うものとする。

(二) 都職員による対面調査

ア 調査対象

前号において調査した案件のうち次に掲げる案件

- (ア) 五年償却時補助分の重点案件
- (イ) 通常償却時補助分の重点案件
- (ウ) 代位弁済時補助分の重点案件
- (エ) 無作為抽出案件

イ 調査内容

主に次に掲げる項目について、都職員が協会の実務担当者と対面にて調査を行うものとする。

- (ア) 保証状況に不審な点がないこと
 - (イ) 代位弁済状況に不審な点がないこと
 - (ウ) 求償権管理状況に不審な点がないこと
- (三) 専門家による書面調査

ア 調査対象

前号において調査した案件

イ 調査内容

主に次に掲げる項目について、専門家が書面にて調査を行うものとする。

- (ア) 資金使途に疑問点がないこと
- (イ) 後向きな融資となっていないこと
- (ウ) 事業計画等返済見込みがあること
- (エ) 事故原因に不審な点がないこと
- (オ) 担保価値と回収金額に差がないこと
- (カ) その他専門家が必要と認める事項

(四) 専門家による対面調査

ア 調査対象

前号において専門家が更に詳細に調査する必要があると判断した案件

イ 調査内容

専門家が必要と認める事項について、協会の実務責任者と対面にて調査を行うものとする。

附 則

この要領は、平成三十年六月一日から施行する。

令和2年度 補助対象案件の調査状況

① 東京都職員による調査 1,963 債務者 / 3,753 件 / 3,725,850 千円

調査対象	全件
調査方法	債務者別資料等による書面及び補助事業者との対面による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象の制度融資か ○ 業務方法書に従い債務の保証をしているか ○ 日本政策金融公庫の保険金の補てんがあるか ○ 補助金の金額算定に誤りがないか ○ 保証状況（保証時の財務状況、資金使途、業歴、保証回数、企業規模、回収条件等）に不審な点はないか ○ 代位弁済状況（事故原因、業況、期限の利益喪失事由等）に不審な点はないか ○ 求償権管理状況（担保処分、資産状況、保証人の現状、相続状況、督促状況等）に不審な点はないか等

② 専門家（弁護士及び公認会計士）による調査 72債務者 / 282 件 / 335,136 千円

調査対象	重点案件（一定基準（保証直後、多数口、高額）による選定）及び無作為抽出案件
調査方法	債務者別資料等による書面及び補助事業者との対面による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金使途に疑問点がないか ○ 後向きな融資となっていないか ○ 事業計画等返済見込みがあるか ○ 事故原因に不審な点がないか ○ 担保価値と回収金額に差がないか等

③ 審査会： 専門家が選定した個別説明案件 25 債務者 / 114 件 / 137,199 千円
個別報告案件 1 債務者 / 1 件 / 707 千円